

県税への届出はお済みですか？

福島県南会津地方振興局県税部

南会津郡内において新たに法人を設立した場合や、事務所・事業所の内容に異動が生じた場合は、県にすみやかに届け出る必要があります。（国や市町村にも同様の届出が必要となります）

詳しくは南会津地方振興局県税部までお問い合わせください。

どんなとき？	必要な届出	添付書類	
法人を設立したとき	法人設立届	1.定款又は議事録等（の写し） 2.登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（の写し）	
法人を解散したとき	法人解散届 解散までの確定申告	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（の写し）	
解散後、清算事務が完了したとき	法人清算終了届 清算確定申告（注）	1.総会議事録等（の写し） 2.登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（の写し）	
法人が合併したとき	法人合併届	1.合併契約書又は総会議事録等（の写し） 2.登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（の写し）（合併法人・被合併法人分）	
本店の住所が変わったとき	法人登記事項等異動届	1.定款又は議事録等（の写し） 2.登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（の写し）	
社名が変わったとき			
決算期が変わったとき			
事業の目的が変わった（追加した）とき			
代表者が変わったとき			
資本金を増やした（減らした）とき			
書類の送付先を変更したい （本店以外に書類を送って欲しい）とき			・変更内容がわかるもの （ご不明な場合はご相談ください）
その他、重要な変更・異動			
他県にある支店・事務所を変更させたとき	・変更内容がわかるもの （得意先へのお知らせ・総会資料等） （無い場合はご相談ください）		
法人を休業（再開）させたとき	法人休業（再開）届	・特になし （事業活動の状況について聞き取りをさせていただきます）	

（注）清算確定申告は、残余財産確定の日から1月以内に申告が必要です。

各種届出は、eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申請を利用することができます。

詳しくは地方税共同機構ホームページ（<http://www.lta.go.jp>）をご覧ください。

※ eLTAXとは・・・地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。（対応していない税目もあります）

各種届出の様式は、南会津地方振興局県税部までご連絡いただくか、福島県ホームページからダウンロードすることができます。

福島県ホームページ（税務課・様式ダウンロード）：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu43.html>

（トップページ→組織でさがす→税務課→様式ダウンロード→法人県民税・法人事業税）

〈送付先・お問い合わせ〉

福島県南会津地方振興局県税部 （〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）

T E L : 0241-62-5214 F A X : 0241-62-5219